

# 著作権 契約書



## 第16回 めの日の前に

—劇作家の死と戯曲の著作権— (上)

福井健策

書く直前までは、昨年来の一大トピックである電子出版か、戯曲アーカイブの権利問題を書くと決めていたのですが、書きはじめた瞬間、何かが降りてきて、「作家の死後、戯曲はどうなるのか」という話題に方針転換しました。

皆さんは、ご自分の死後の戯曲の管理を考えたことはおありでしょうか。

死ぬだけでも大変なのに、作品のことまで知るか、どうなるかがよきにはからず、という方もいらっしゃるでしょう。むしろ積極的に、死んだ後は作品を含めて速やかに忘却されたい、できれば原稿なんでものは全部焼却してから旅立ちたい、とは全部焼却してから旅立ちたい、とは

たとえば、配偶者とお子さんがふたりいらっしゃるならば、配偶者が2分の1、お子さんが2分の1をふたりで分け合つて各4分の1の持分で、その方々の共有になります。持分はいずれ、お子さんの配偶者やお孫さんに引き継がれるかもしれません。

いざにしても、複数の方が相続する場合、著作権はその全員の共有です。共有だと、その全員の同意がないと利用できません。たとえひとりでも利用に反対だったり、疎遠になつて連絡がとれなくなると、遺族本人すら使えないのが法的なルールです。(現時点では、もう少し柔軟にというか、アバウトに使われている死後作品が大半でしようが、良いことかどうかはともかく、法律通りに厳格に扱われる傾向が強まっています。)

これが結構問題で、数十年も経つうちにには権利者の誰かと連絡がとりにくくなつたり、権利者の間

いう方もいるかもしれません。

それならそれで良いのですが、「後の時代の人々にも作品を読まれたり、上演されて見て貰えたらいな」と思われるならば、作品の管理状況ははつきりさせておく方が良いでしょう。

すると課題が二つ浮上します。

第一に、どんな作品があつてどういう内容なのかわからないと、管理も利用もしようがありません。そのため、上演記録などを含めた作品のリストを作つたり、決定稿をしつかり整理しておくことが望ましい。

第二に、そうした記録、資料、

そしてもうひとつは、戯曲の著作権です。著作権は原則として作家の死後も50年間は保護されます。50年間は、権利者の了承がないと誰も印刷したり、上演したり、ネットで配信したりできません。

物としての資料も、著作権も、遺言も何もなければ遺族が相続するものが原則です。相続人と、それとの取得分(相続分)の原則はネットで配信したりできません。

次の通り。

### 相続人と法定相続分

	配偶者がいる場合	配偶者がいない場合
①子供がいる場合	配偶者 1/2 子供 1/2	子供 100%
②子供がおらず、直系尊属がいる場合	配偶者 2/3 直系尊属 1/3	直系尊属 100%
③直系尊属もおらず、兄弟姉妹がいる場合	配偶者 3/4 兄弟姉妹 1/4	兄弟姉妹 100%

\* 子供が死亡し孫がいる場合には、その子供にかわって孫が相続する。



なお、最後に若干宣伝です。先日、

集英社新書から『著作権の世紀

ポピュラーな方法は、特定の「遺族への生前贈与や遺贈でしょう。」「遺贈」とは、著作権や実際の原稿などの個別の財産を、遺言によって特定の人に贈ることです。遺言は書面でなければならず、自筆証書遺言や公正証書遺言など、その方法が法律で決められています。

こうした遺言の具体的な方法や、団体に作品の著作権をゆだねる方

法、あるいは死後は作品を広く公開して、希望している人は誰でも

出版社・転載・上演自由にしたい、といった応用編については、次号。

弁護士(日本・ニューヨーク州)  
日本大学藝術学部 客員教授  
HP: <http://www.kottolaw.com>  
Twitter: <http://twitter.com/fukukikensaku>